

西東京市
第2次みどりの基本計画
骨子（案）

目次

第1章 みどりの基本計画について	1
1－1 概要	1
(1) 目的	1
(2) 計画期間	1
(3) 対象	1
(4) 計画の位置づけ	1
1－2 みどりの機能と役割	2
1－3 みどり行政における近年の社会動向	4
第2章 まちの概要	7
2－1 まちの成り立ち	7
2－2 自然環境	8
(1) 地形	8
(2) 気象	9
(3) 災害リスク	10
(4) 生態系	11
2－3 社会環境	12
(1) 人口	12
(2) 土地利用	12
(3) 都市施設	13
(4) 住宅動向	13
第3章 みどりの概要	14
3－1 みどりの現況	14
(1) 緑被率・みどり率	14
(2) みどりの種別の概況	19
3－2 協働のみどりのまちづくり	24
(1) まちのみどりに対する市民意識	24
(2) 市民の取組	25
(3) 民間企業等との連携	26
3－3 現状と課題のまとめ	27
(1) 現状と社会潮流のまとめ	27
(2) 課題	28

第1章 みどりの基本計画について

1-1 概要

(1) 目的

西東京市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための方針・施策などを定めます。

市の緑地保全や緑化推進に関する総合的・長期的な計画として、施策の基本的な考え方や方向性を示します。

(2) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）まで（10年間）

※ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(3) 対象

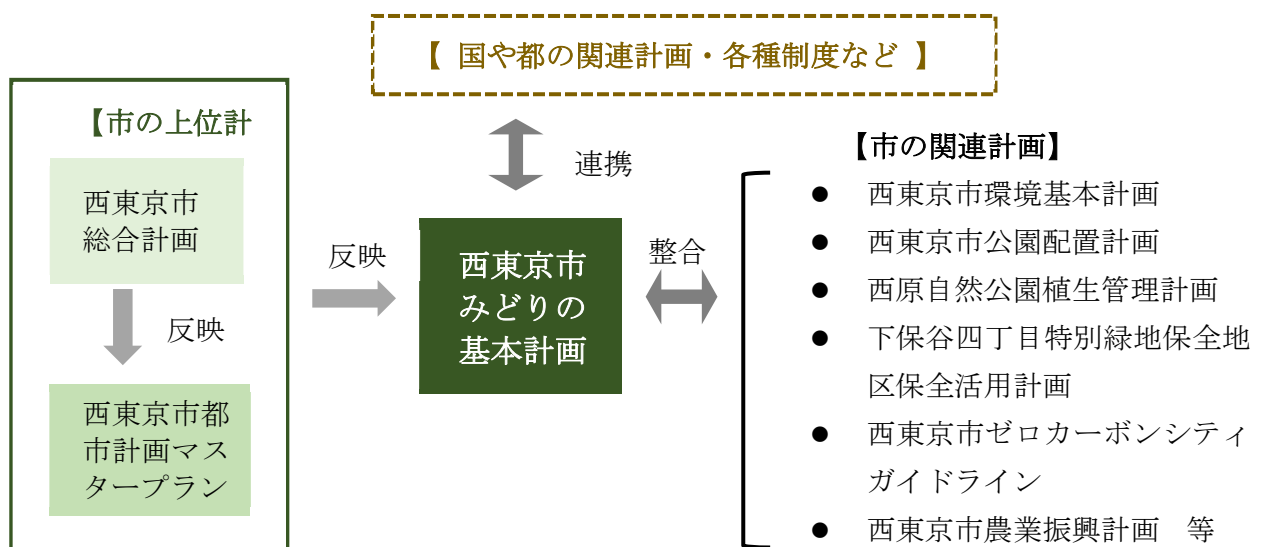
市全域（公有地・民有地を問わない）

本計画におけるみどりとは、樹木や草花などの植物そのものに限らず、公園・緑地など人工的に整備した緑地のほか、樹林地、水辺地、農地などを構成する土や水などを含めた自然環境全体のことを指します。

(4) 計画の位置づけ

西東京市みどりの基本計画は、市の最上位計画である「西東京市総合計画」及び上位計画「西東京市都市計画マスタープラン」を構成する個別計画で、関連計画と整合を図りつつ、国・都とも連携しながらみどりのまちづくりを推進します。

計画の位置づけ



1-2 みどりの機能と役割

みどりのまちづくりにおいて、みどりに期待される機能や役割として、主に次のようなことがあります。

人と自然が共生する持続的な都市環境の形成

みどりは、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有します。また、都市農地に付随する市民農園や直売所が近くにあることで食料の輸送距離を短縮でき、二酸化炭素の排出抑制にもつながります。さらに、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、みどりの機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。

防災・減災や、避難地・救援活動拠点などの機能により、安全な都市を構築

都市のみどりは、グリーンインフラとして雨水の涵養^{かんよう}や洪水の緩和に資する浸透性をもち、近年多発する短時間の集中豪雨に伴う外水・内水氾濫^{はんらん}のリスクを低減させます。また、大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点等としての機能を持つことから、みどりを適切に配置し、確保することにより、都市のレジリエンス性を高めることができます。

※グリーンインフラ…自然環境が有する多様な機能を活用した都市整備のこと

※レジリエンス性…「回復力」「弾性（しなやかさ）」の意味

多様な四季の変化が潤いのある美しい景観を形成するとともに、 歴史文化を構成する要素として、まちの個性の形成・継承に貢献

みどりは地域の気候や風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、市民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。

みどりは地域の固有の文化や歴史と深く関わっており、みどりを適切に守り、活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

みどりの活用により、変化に対応した健康的で潤いのある生活空間づくり

自然とのふれあい志向の増加、高齢化等に伴う健康への関心など、市民生活におけるレクリエーションへのニーズは変化しています。また、デジタル化が進む社会において、人と人のリアルな交流やイノベーションを生み出す場、また、心豊かな生活を支えるサードプレイスとして都市のオープンスペースの価値が高まっています。都市の成熟化に伴い、市民の生活の質を向上させ、心身のウェルビーイングを実現させる手段の一つとして、みどりのまちづくりが期待されています。

※サードプレイス…自宅や学校、職場とは別の居心地のいい居場所のこと

※ウェルビーイング…直訳すると「健康」、「幸福」。まちづくりにおける豊かさを表す指標の一つ

社会や地域の課題解決に向けた活動実践の場の提供

今後、少子高齢化や財源の縮減に伴い、行政サービスは縮小し、これまでと同様の暮らしを維持していけるとは限りません。これからのまちづくりを魅力的にしていくためには、市民や地域が率先して取り組んでいく必要があります、そのための環境や体制を整えていくことが求められます。

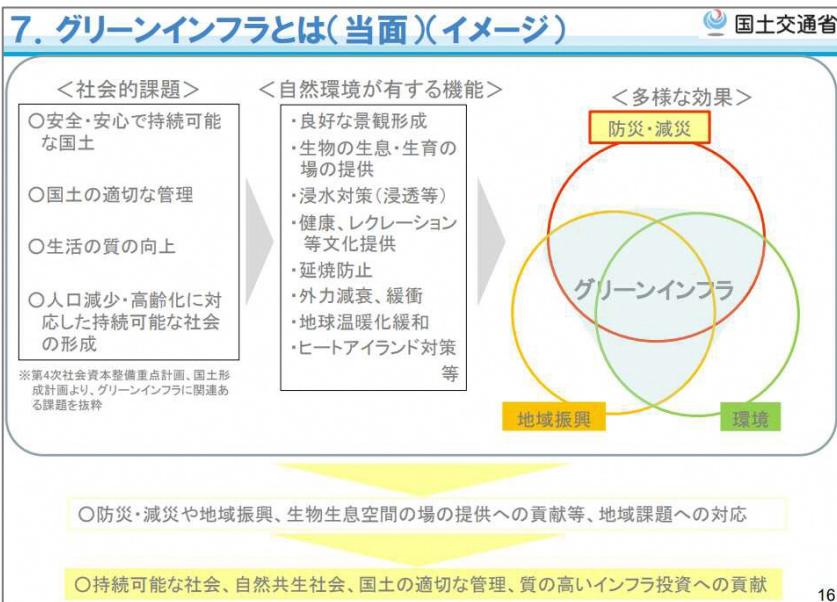
現在および将来的に発生していく社会や地域における課題を市民協働で解決していくために、みどりを軸にした活動の場と機会を設けていくことができます。市民や地域に即したニーズに柔軟に対応していく実践活動の場の一つとしてみどりを活かしていくことが期待されています。

1-3 みどり行政における近年の社会動向

① 都市と自然の共生社会に向けた動き ～ グリーンインフラと都市農地 ～

都市化の進展に伴い、都市の貴重なみどりが注目されています。自然環境が有する機能を都市基盤の整備に活用する取組（グリーンインフラ）の推進や、都市農地の位置づけが変化しています。

平成 23 年	東京都「農の風景育成地区制度」創設
平成 27 年	第 4 次社会資本整備重点計画策定（グリーンインフラの推進を明記）
〃	都市農業振興基本法制定
平成 29 年	都市緑地法改正（「農地」が都市緑地法の諸制度の対象として明記される）
平成 30 年	国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」



国土交通省
「グリーンインフラストラクチャー
～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

農林水産省
「都市農業をめぐる情勢について」

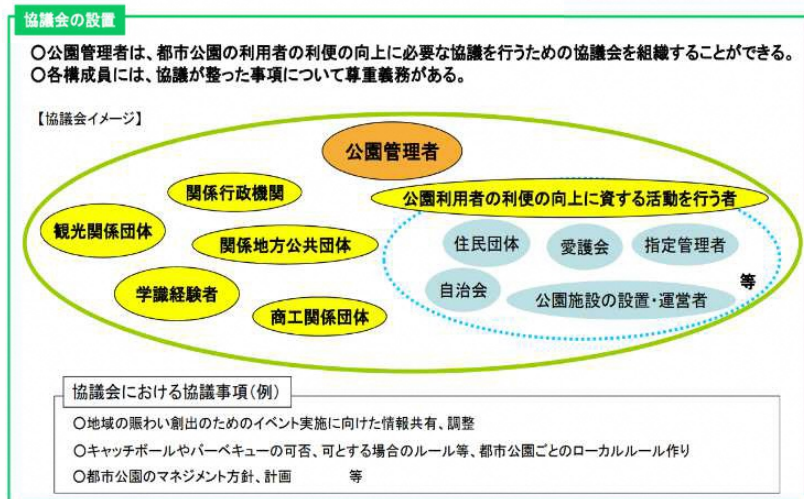


② 公園の主役が行政から地域・市民・企業へ

公園における規制緩和が進み、民間活力による整備・管理・活用へ移行しつつあります。誰もが利用しやすいユニバーサルな空間づくりの動きが進行しています。

平成 27 年	東京都「パークマネジメントマスタープラン」改定
平成 29 年	P-PFI 制度、公園協議会制度創設
令和 4 年	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂

■公園協議会のイメージ

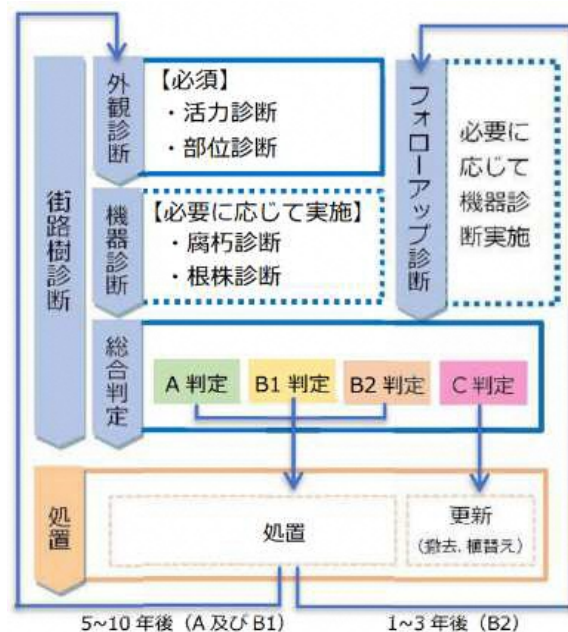


国土交通省
「都市公園法改正のポイント」

③ 安全で健全な樹木の育成

公共施設で倒木事故が発生しており、徐々に街路樹・公共施設樹木の管理不足が顕在化しています。一部の自治体では倒木を発生させない事前対策に取り組み始めています。

平成 26 年度	東京都「大径木再生指針」
令和 3 年度	東京都「街路樹診断等マニュアル」



図Ⅲ-1・1 街路樹診断フロー図

東京都「街路樹診断等マニュアル」

④ 持続可能な世界に向けた動き

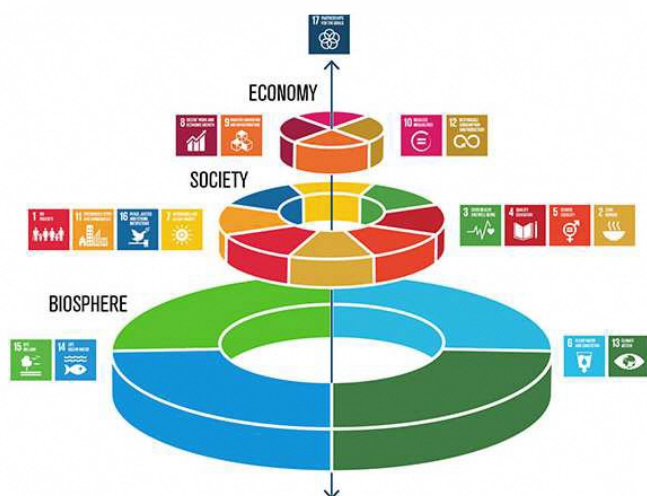
2030 年に向けた持続可能な開発目標（SDG s）が国際的に合意されています。

気候変動問題の解決に向けて 2050 年のカーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）を目標に取組が進行中です。

まちづくりにおけるデジタル化と合わせ、みどり空間でも ICT 活用が期待されます。

平成 27 年	SDG s 採択
〃	COP「パリ協定」締結、途上国を含む全ての主要排出国が CO2 排出削減努力の枠組み対象に
令和 2 年	2050 年カーボンニュートラル宣言
〃	スーパーシティ法成立（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律）

SDG s ウェディングケーキモデル



Stockholm Resilience Centre

⑤ 魅力ある 歩きたくなるまちづくり

都市計画、文化行政、健康福祉分野等と緑空間の整備・活用は関連が深く、さまざまなまちづくりの動きが始まっています。特色あるまちづくりに向けて横断的な取組が期待されます。

令和 2 年	都市再生特別措置法改正（ウォークブルの推進）
令和 3 年	文化庁「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」
〃	スポーツ庁「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度創設



文化庁
「文化財保存活用地域計画パンフレット」

第2章 まちの概要

2-1 まちの成り立ち

本市は東京都の西北部に位置し、武蔵野台地のほぼ中央にあり、練馬区、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市に囲まれています。

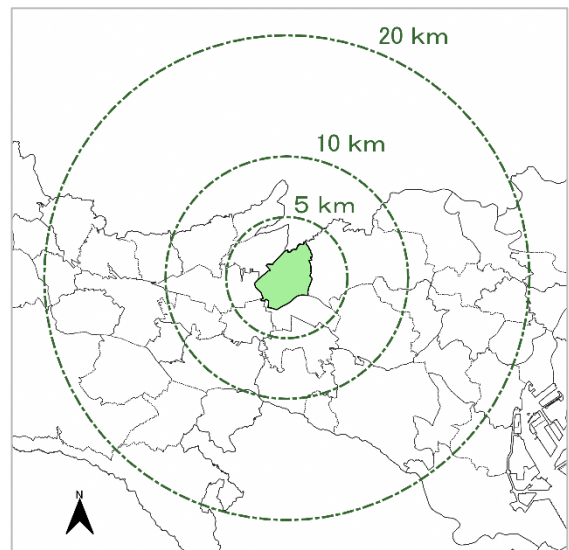
市内には、市域北部の白子川、中央部の新川(旧・白子川)、南部の石神井川の流域には、旧石器時代から縄文時代の遺跡が確認されていて、古くから人が定住していました。その後、弥生時代から平安時代後期(中世初期)にかけて、人々が定着した跡がほとんど見つかっておらず、これは、気候変動と生業形態を含む社会変化が原因とされており、石神井川や白子川の水量や水質も変化し、人々はより稲作農耕に適した地域へ移っていきます。

鎌倉時代に入ると、武蔵野台地にも様々な武士団が形成され、街道がつけられました。江戸時代には、青梅から江戸への中継地点であった箱根ヶ崎と中野のほぼ中央にあたる田無に、田無宿が置かれ、近世村落が誕生しました。

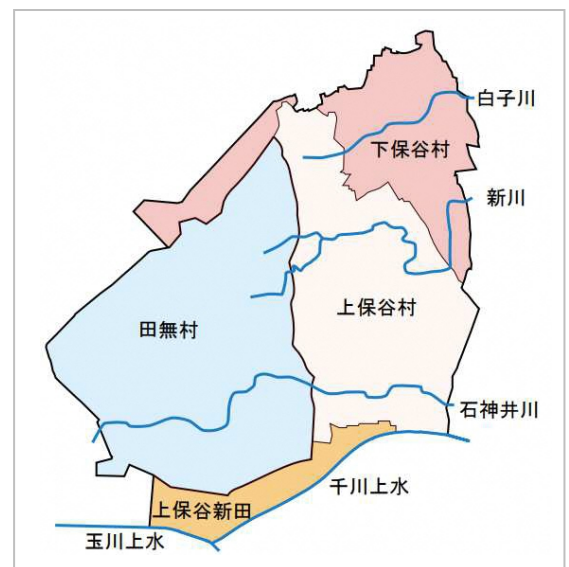
水が乏しかった田無宿に対し、田無宿以外の地域は、江戸の近郊農村として畑作農業を中心とした集落形成が進みました。強風や土ぼこりをよけるため、また薪炭の原料とするため等により、屋敷周りには屋敷林が形成されるほか、江戸幕府の命により、江戸で使われる薪炭、建築材料を得るために木々が植樹され、今日の「武蔵野の風景」としてなじみ深い、雑木林と農地の景観が形成されました。

明治時代以降、鉄道敷設とともに、田無は北多摩北部の中心地としての位置を失っていましたが、戦後、東京のベッドタウンとしてひばりが丘団地等大規模な宅地開発が行われ、さらに住宅地やマンションが急増し、人口が飛躍的に増加しました。宿場町の繁栄を引き継いだ田無市と新田開発を含む首都近郊農村から発展した保谷市は、各々独自の歴史文化を育んできましたが、平成13年(2001年)に21世紀最初の新設合併として、西東京市が誕生し、現在に至ります。

本市の位置



江戸時代後期の旧村図

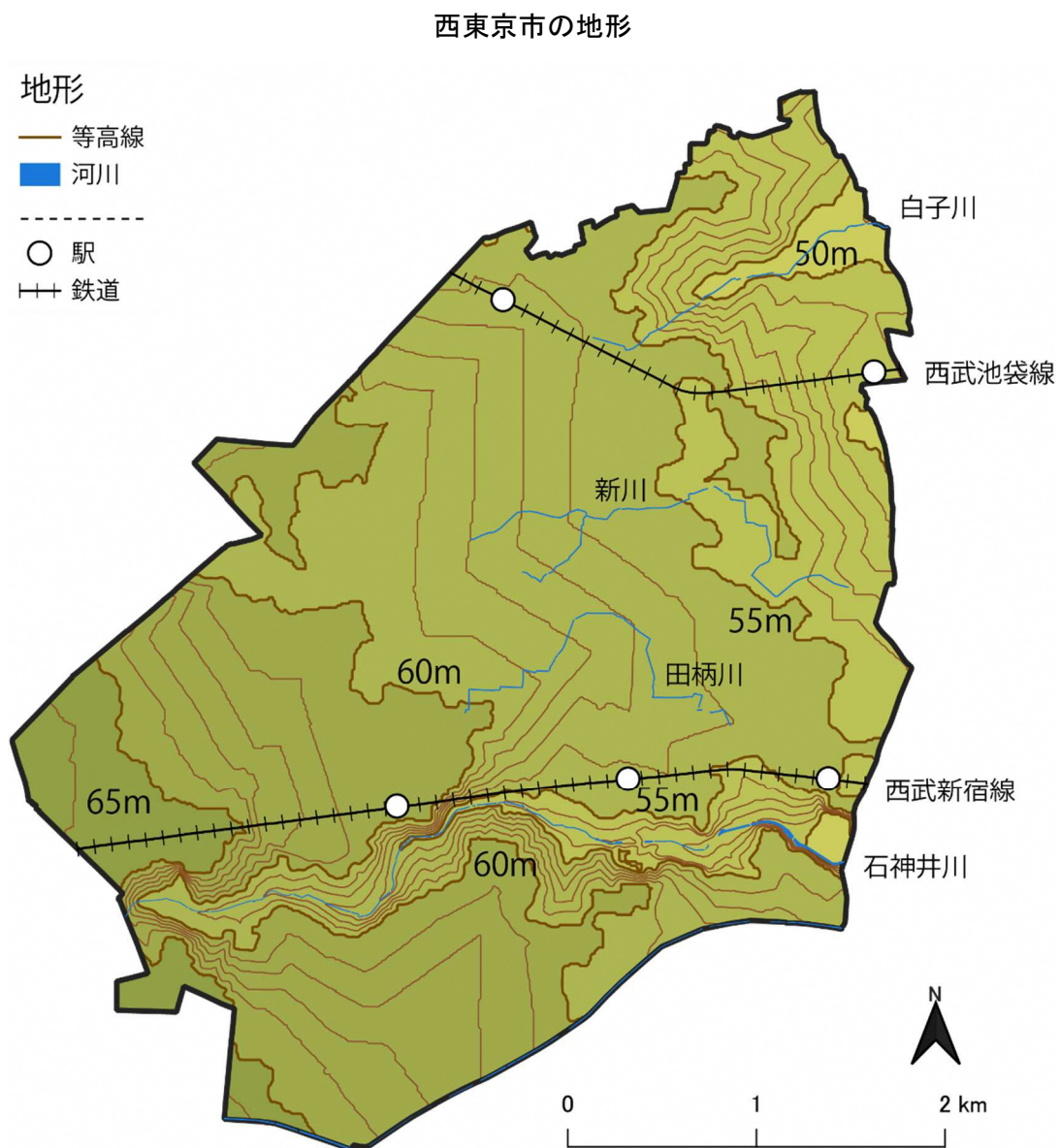


参考：西東京市文化財保存・活用計画

2-2 自然環境

(1) 地形

本市は、武蔵野台地の中央にあり、概ね平坦な地域です。等高線を取ると、南西から北東に向かって、なだらかに傾斜していることがわかります。市内の河川として、北から順に白子川、新川、田柄川、石神井川が、それぞれ西部より東部に向かって流れています。



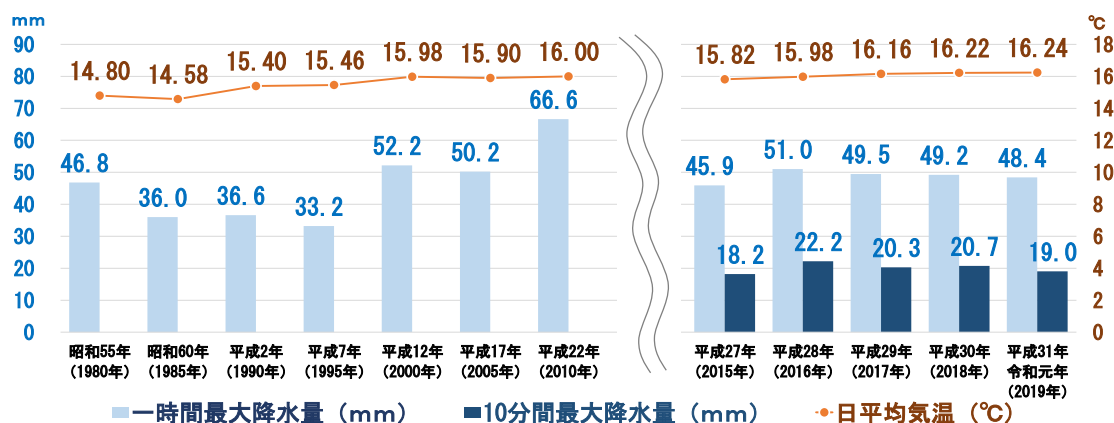
等高線：基盤地図情報
河川：西東京市浸水ハザードマップ（令和4年8月改訂）

(2) 気象

本市付近の気象環境として、日平均気温は概ね 15～16℃前後ですが、緩やかな上昇傾向にあると考えられます。最大降水量は一時間あたりでは 30～50mm、10 分間あたりでは 20 mm前後で推移していますが、特徴的な傾向はありません。

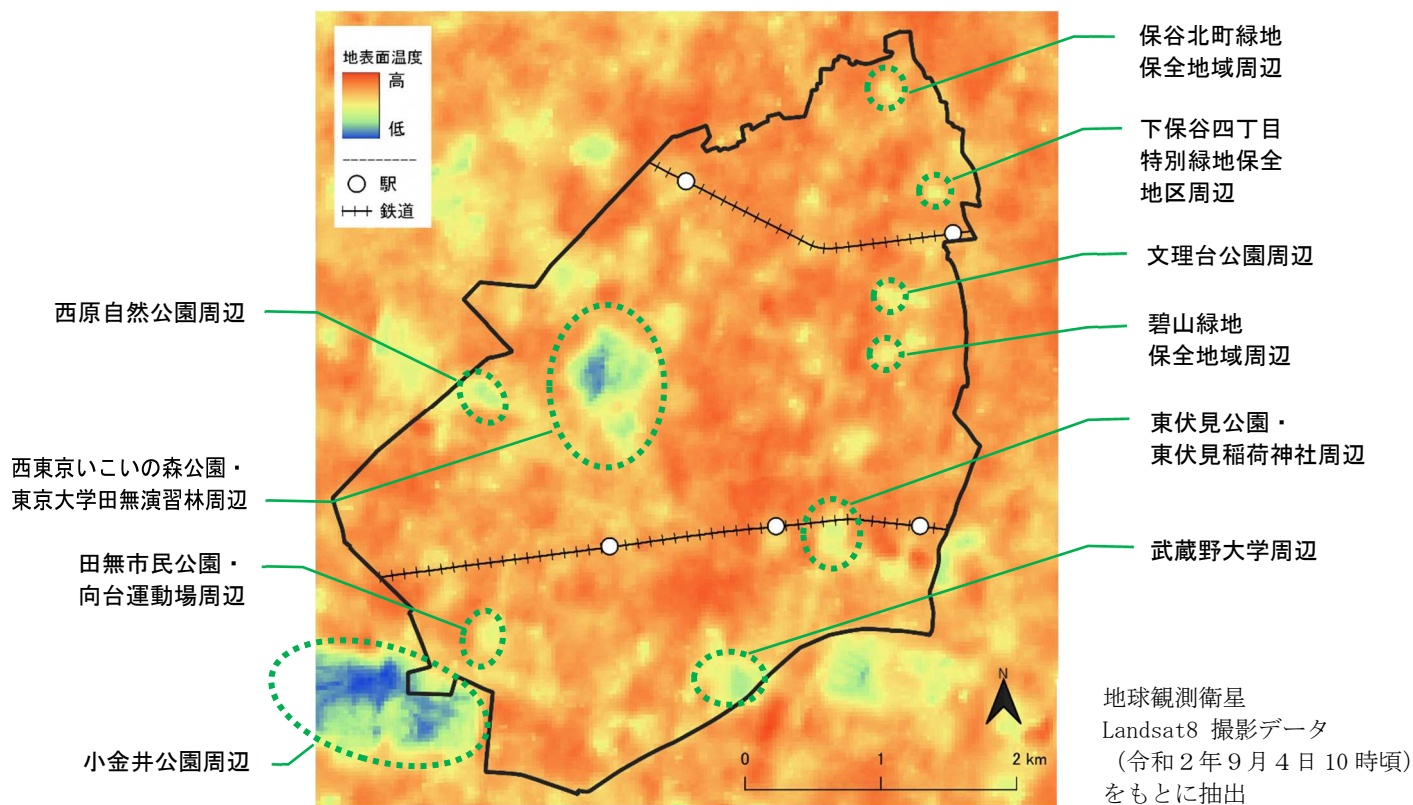
地表面温度をみると、市域の中で、コンクリートやアスファルト等で覆われた人工被覆面は温度が高くなっていますが、広い公園や緑地のある場所については、温度が低くなっていることが分かります。

最大降水量と日平均気温の推移（5 年移動平均）



気象庁（練馬観測所の観測値を基に算出。2012 年のみデータ欠損のため計算対象外）

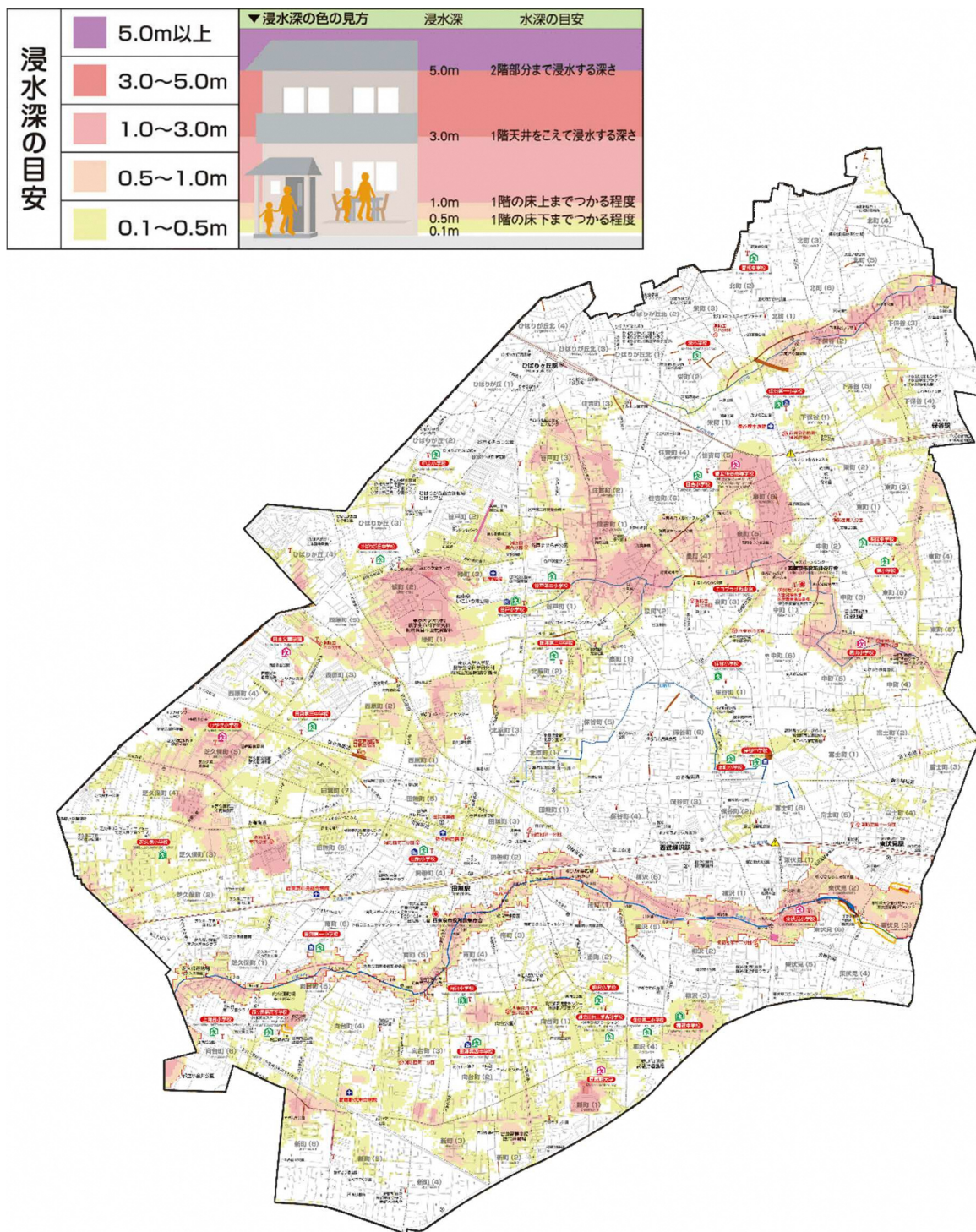
地表面温度



(3) 災害リスク

災害リスクの一つに洪水等による浸水があります。ハザードマップでは石神井川や白子川、新川の周辺の低地部や、西部の東京街道の周辺の想定浸水深が深くなっています。

浸水ハザードマップ



西東京市浸水ハザードマップ（令和4年8月改訂）

(4) 生態系

市内には野鳥が飛来するほか、石神井川公園には水中生物の生態系が形成されています。

よく見られる山野の野鳥として、シジュウカラ、ヒヨドリ、メジロ、オナガ、コゲラ、ムクドリ、キジバト、ツグミ、ジョウビタキなどがいます。水辺の野鳥には、カルガモ、キンクロハジロ、カイツブリ、オナガガモ、カワセミ、コサギ、ゴイサギ、ハクセキレイ、キセキレイなどがいます。これらの野鳥はエコプラザ西東京による野鳥観察講座でも確認されています。

西東京市と周辺でみられる山野の野鳥(冬)

・エコプラザの野鳥観察会・下見で観察した野鳥を●で示しています。

野鳥の名前	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	2月	12月	2月	12月	3月	12月	2月	12月	3月	12月
1 キジバト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 シジュウカラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 ヒヨドリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4 コゲラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 オナガ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6 ドバト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7 ツグミ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8 ムクドリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9 メジロ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10 ウグイス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11 カワラヒワ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12 モズ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13 オナガ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 ハシボソガラス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15 ハシブトガラス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16 ジョウビタキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17 シメ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18 アトリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
19 アオジ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20 シロハラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
21 ヤマガラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22 ツミ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
23 コジュケイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
24 アカゲラ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
25 トビ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
26 ハイタカ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
27 ワカケホンセイインコ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
主な観察場所	石神井川公園・武蔵野公園	小金井公園	石神井川公園・武蔵野公園	石神井川公園・武蔵野公園	田無溪谷、いこいの森	石神井川公園・武蔵野公園	自由学園	石神井川公園・武蔵野公園	小金井公園	石神井川公園・武蔵野公園

西東京市内と周辺でみられる水辺の野鳥(冬)

・エコプラザの野鳥観察会・下見で観察した野鳥を●で示しています。

野鳥の名前	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
	2月	12月	2月	12月	3月	12月	2月	12月	3月	12月
1 カルガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 カワセミ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3 ハクセキレイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4 キンクロハジロ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5 カイツブリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6 コサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7 オナガガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
8 コガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9 キセキレイ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
10 ハシビロガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11 ゴイサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12 オオバン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13 マガモ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 ダイサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
15 カワウ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16 アオサギ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
17 クイナ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18 ホシハジロ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
19 アヒル	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
主な観察場所	石神井川・武蔵野公園	小金井公園	石神井川・武蔵野公園	石神井川・武蔵野公園	田無溪谷、いこいの森	石神井川・武蔵野公園	自由学園	石神井川・武蔵野公園	小金井公園	石神井川・武蔵野公園

石神井川は市内における貴重な水辺空間です。最近では湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、水辺の生きものがよみがえりつつあります。

2021 年度に行われた調査によると、底生生物として、シロハラコカゲロウやギンヤンマ、ハグロトンボ等 15 目 30 科 48 種が確認されました。また、チリメンカワニナ、オニヤンマ、テンマクエリユスリカ属の一種、ウスギヌヒメユスリカ属の一種の 4 種は初めて確認されました。このほか、付着藻類としてベニイトモやクサビケイソウ、フネケイソウ等の 4 綱 8 目 13 科 47 種が、魚類としてアブラハヤ、ドジョウ、ミナミメダカ等の 3 目 4 科 5 種が確認されました。

調査の様子



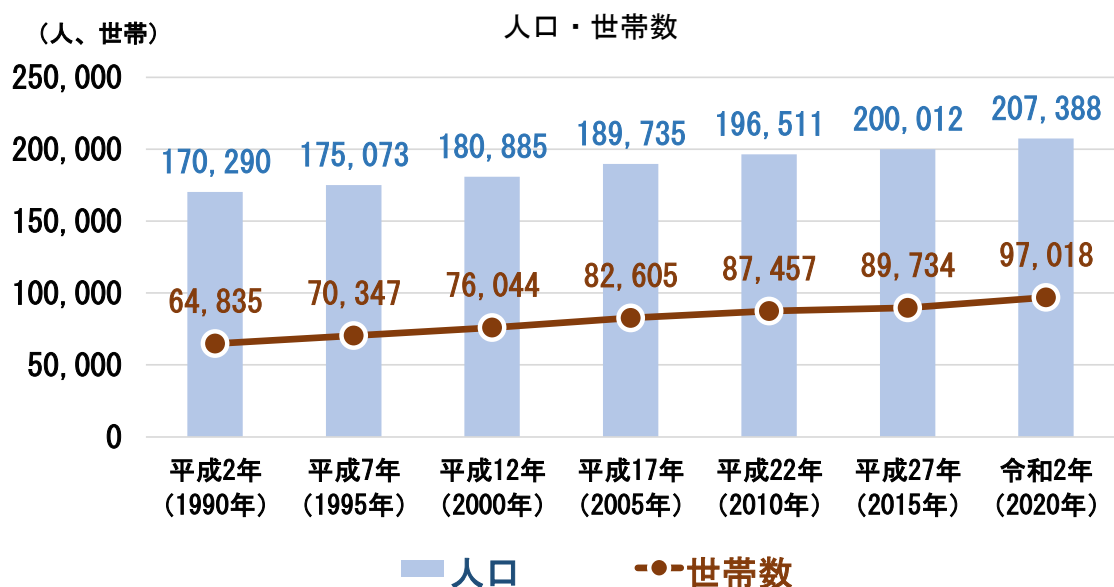
参考

環境保全課
西東京市野鳥観察の手引き（エコプラザ西東京）

2-3 社会環境

(1) 人口

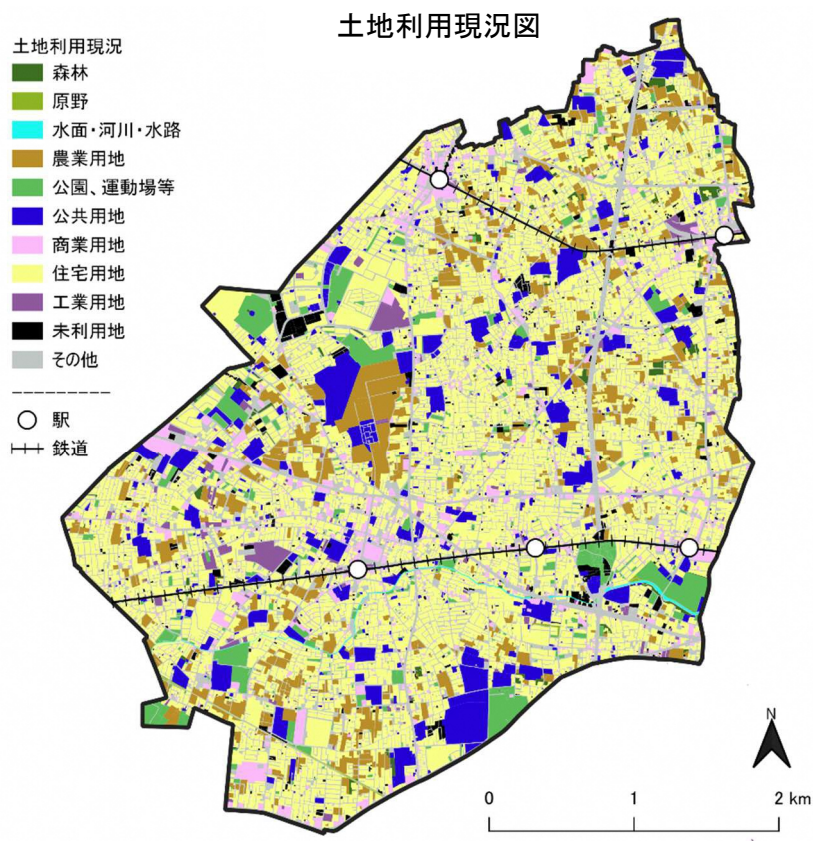
本市は、人口・世帯数ともに一貫して増加を続けており、令和2年（2020年）時点で、人口は約20.7万人、世帯数は約9.7万世帯となっています。



国勢調査

(2) 土地利用

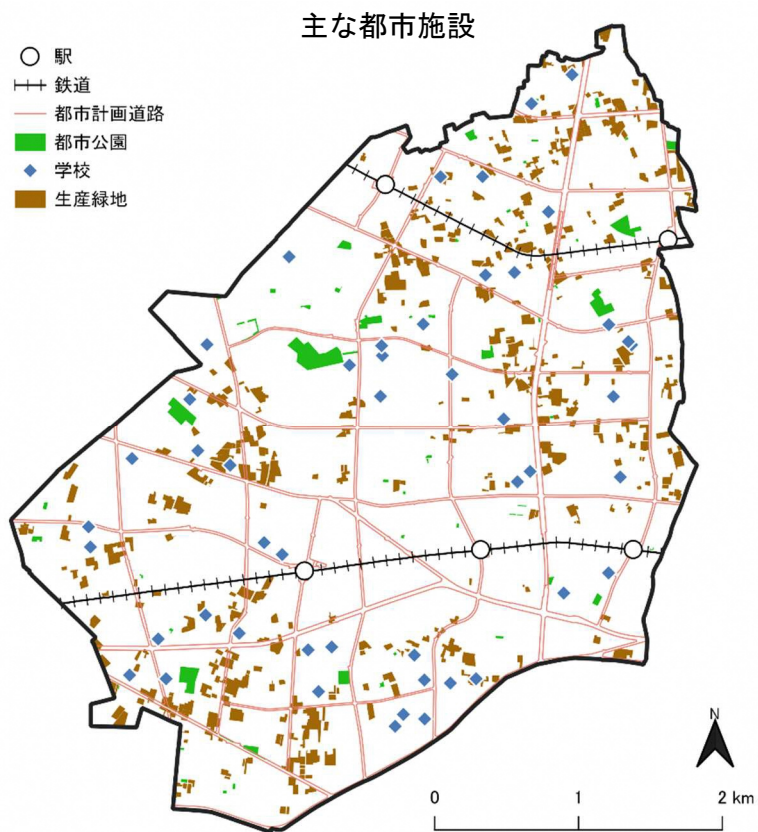
都心のベッドタウンである本市の土地利用は大部分が住宅用地となっています。みどりの土地利用として、農業用地や公園、運動場等の土地利用が比較的多くなっています。



都市計画基礎調査・土地利用現況調査（平成29年）

(3) 都市施設

都市公園や学校等の都市施設は市内全域に配置されています。都市計画道路のうち未整備のものについては、生産緑地等の農地と重なる路線もあります。

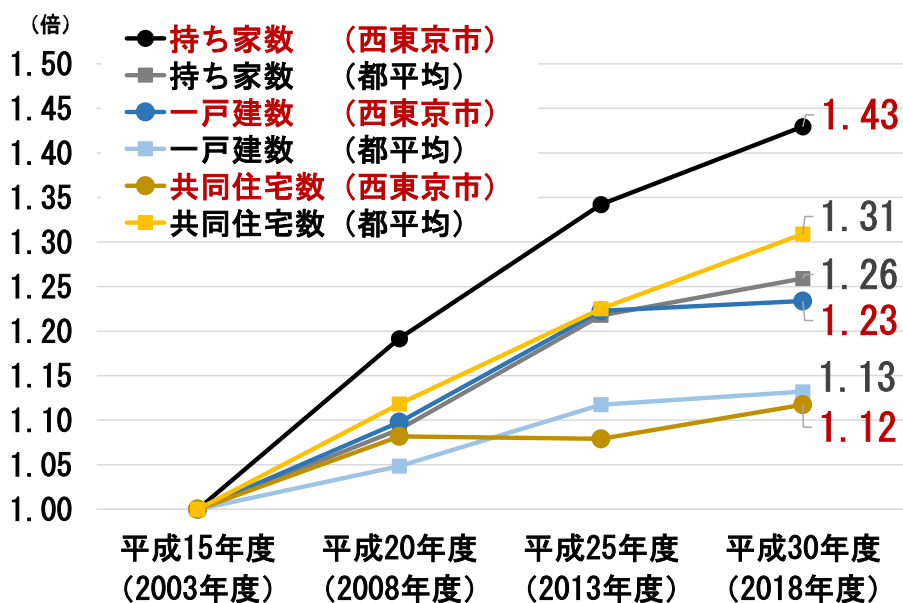


都市計画基礎調査
国土数値情報など

(4) 住宅動向

人口・世帯数の増加に伴い、本市の住宅戸数も増加しています。とくに持ち家や一戸建ての増加傾向は東京都の平均的な動向を上回るペースで増加しています。

住宅動向（平成 15 年度（2003 年度）を 1.0 としたときの変化）



住宅・土地統計調査

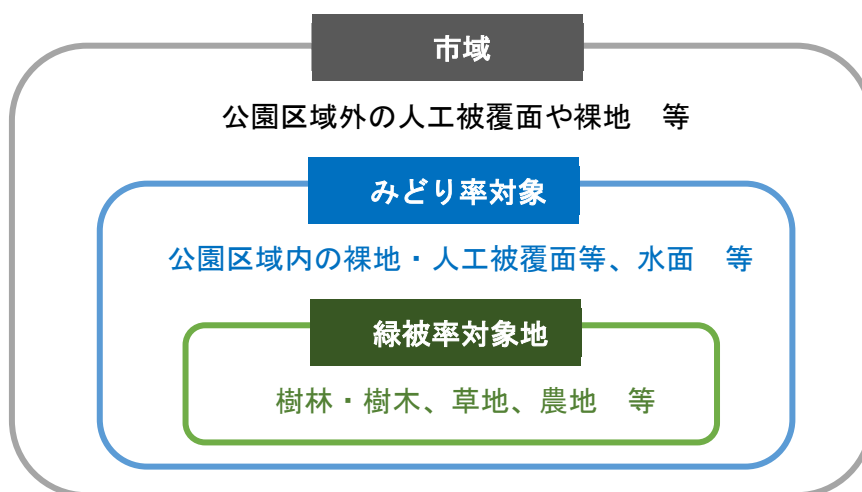
第3章 みどりの概要

3-1 みどりの現況

(1) 緑被率・みどり率

令和4年（2022年）1月1日時点の航空写真をもとに算出した緑被率は25.3%、緑被に裸地や水面などを加えたみどり率は26.4%となっています。約20年前の調査時点と比べると約4%減少しており、特に農地の減少が著しく、緑被の構成比に占める農地の割合は減少しています。

緑被率	一定区域の中で、上空から見て芝や高木の樹冠など緑で覆われた面積が占める割合
みどり率	上記、緑被率対象の面積に加え、公園・緑地における裸地や人工被覆面等の面積や、河川などの水面の面積を加えた合計面積が、一定区域に占める割合

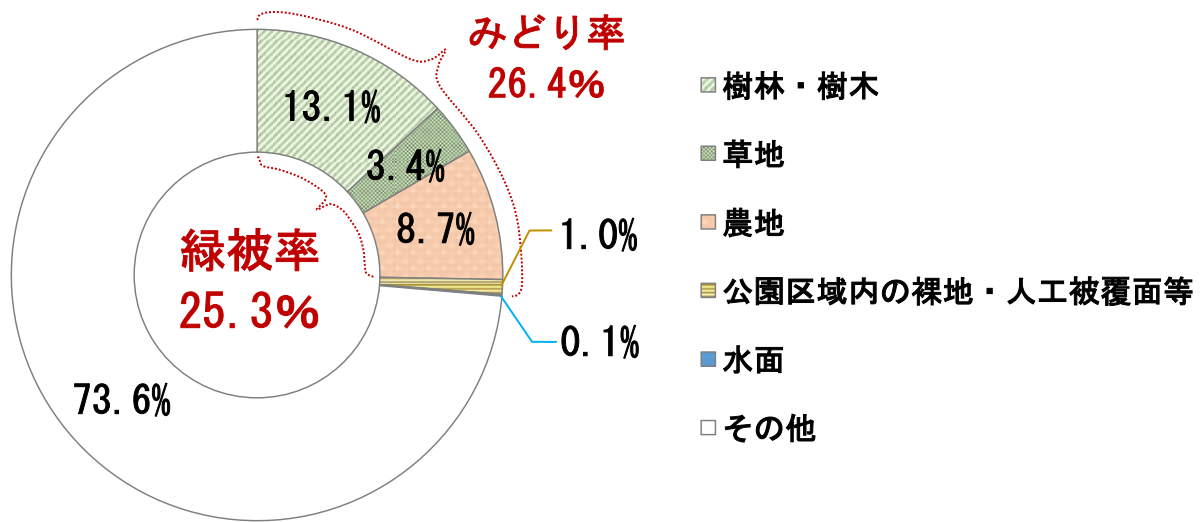


本市の緑被状況

種別	面積（㎡）	市域に 占める割合	対・緑被率 構成比
樹林・樹木	2,069,837	13.1%	52.0%
草地	542,353	3.4%	13.6%
農地	1,371,811	8.7%	34.4%
緑被率対象地	3,984,001	25.3%	100.0%
公園区域内の裸地・人工被覆面等	151,596	1.0%	—
水面	17,872	0.1%	—
みどり率対象地	4,153,468	26.4%	—
市域	15,750,000	100.0%	—

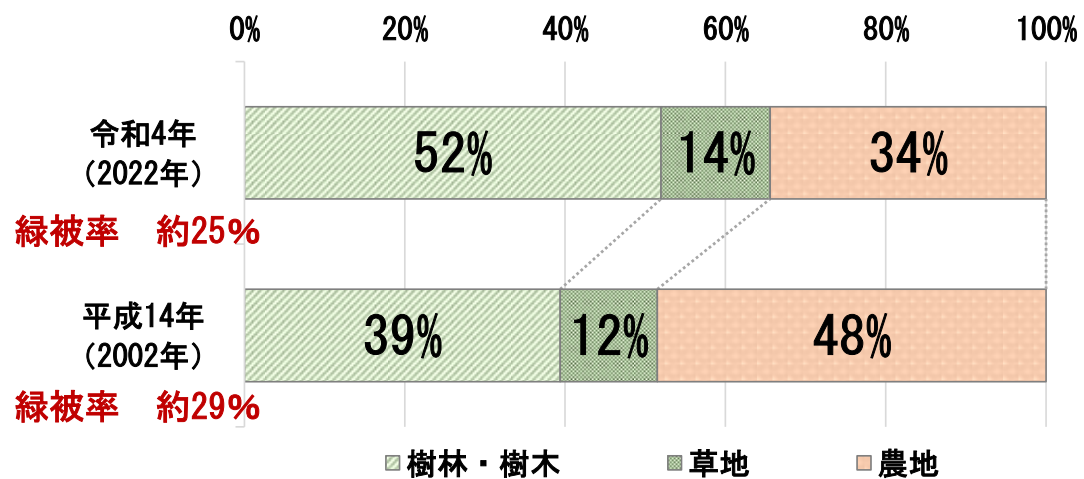
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

本市の緑被率・みどり率の構成



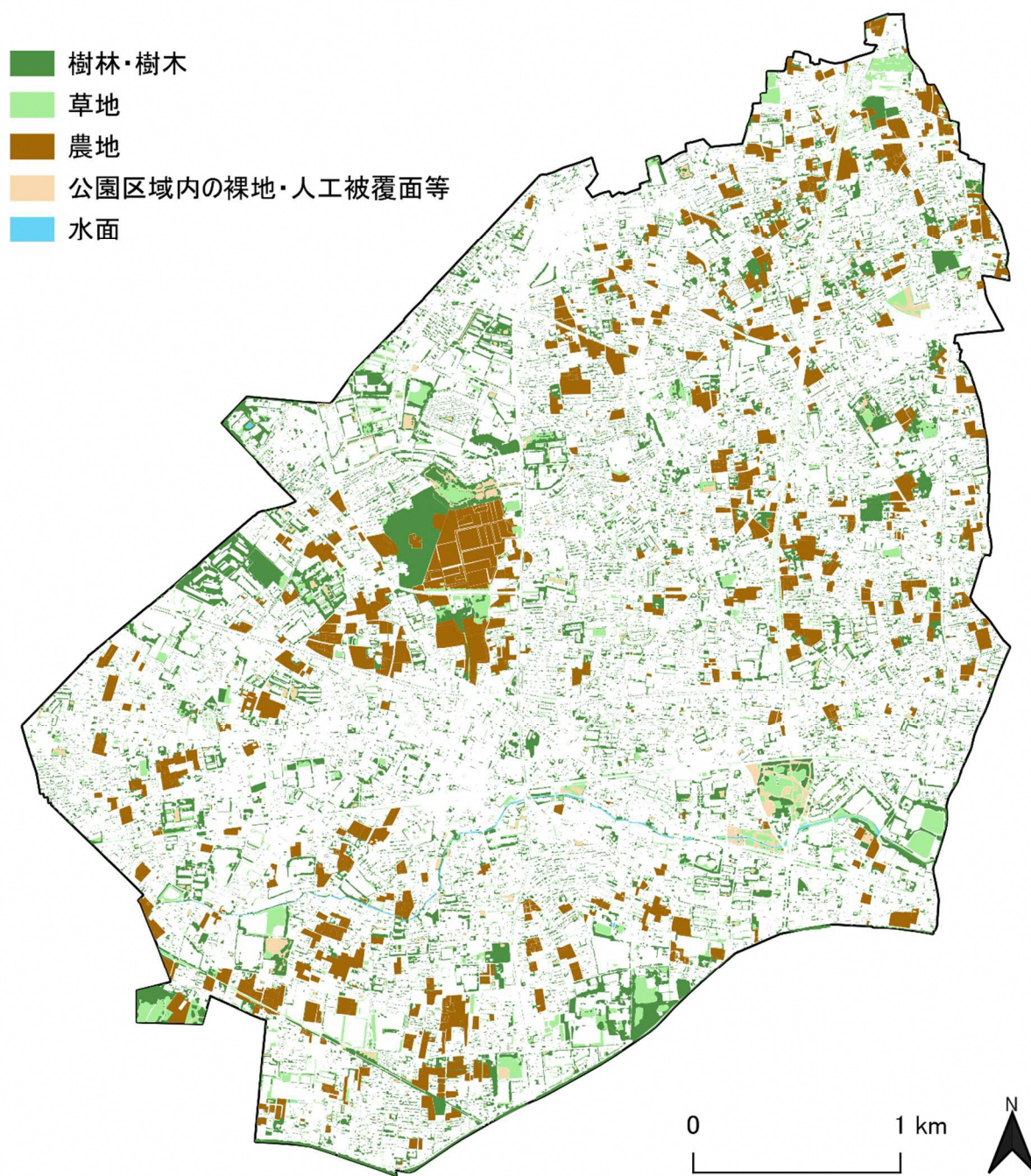
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

全体の経年変化



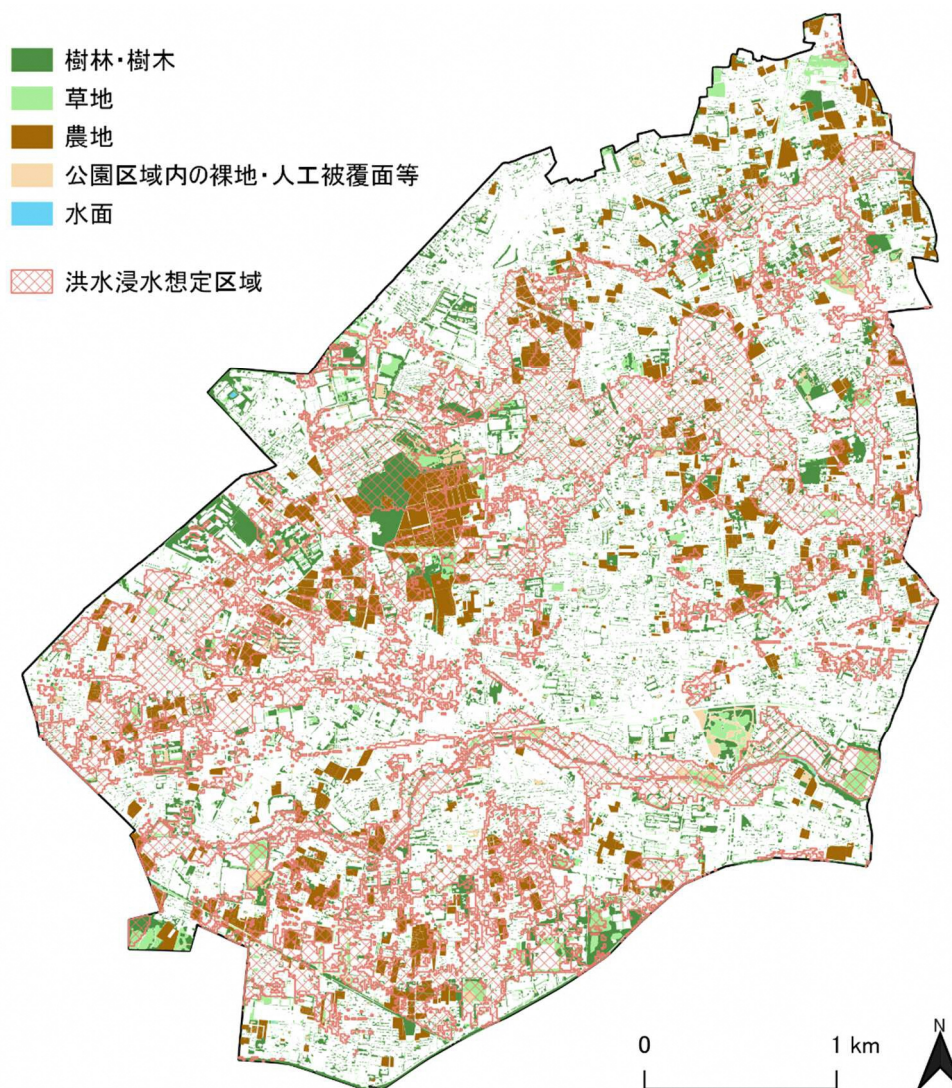
※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

緑被分布図



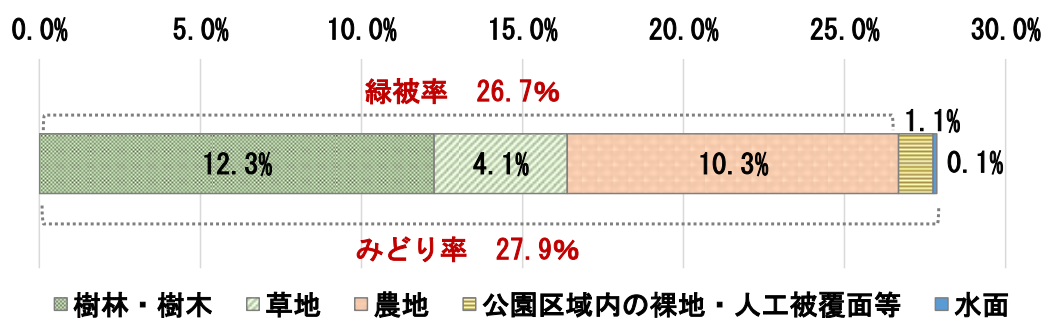
本市は市域の約3割が洪水浸水想定区域となっています。洪水浸水想定区域と緑被分布を重ね合わせると、区域における緑被率は26.7%、みどり率は27.9%となっています。

洪水浸水想定区域と緑被分布の重ね合わせ図



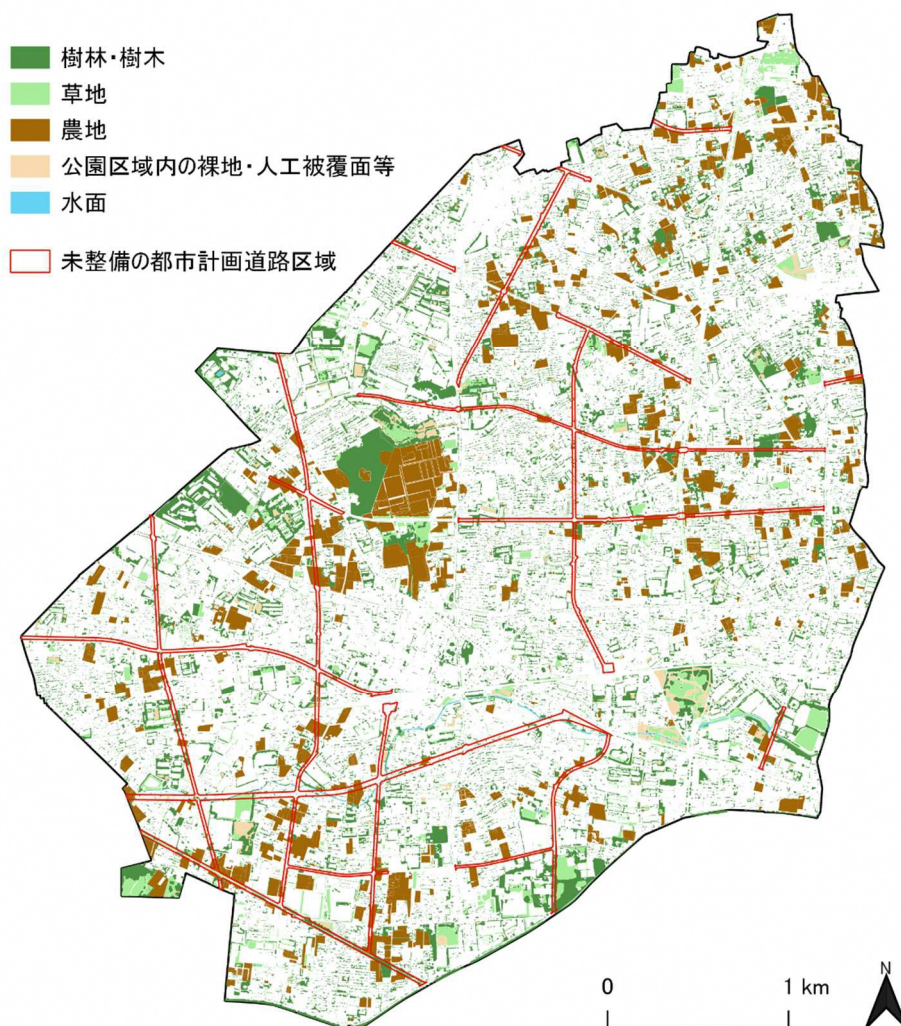
洪水浸水想定区域：国土数値情報

洪水浸水想定区域内における緑被率・みどり率



本市には都市計画決定がされたものの未整備の都市計画道路があります。未整備の都市計画道路が整備された場合、みどりに覆われた面積は約３％減少し、緑被率・みどり率は市域に対して約０.８％の減少が予想されます。

未整備の都市計画道路と緑被分布の重ね合わせ図



未整備の都市計画道路区域における緑被率・みどり率対象地

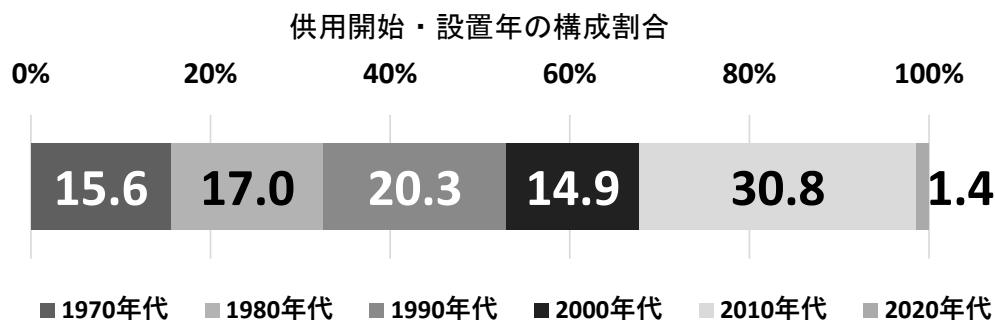
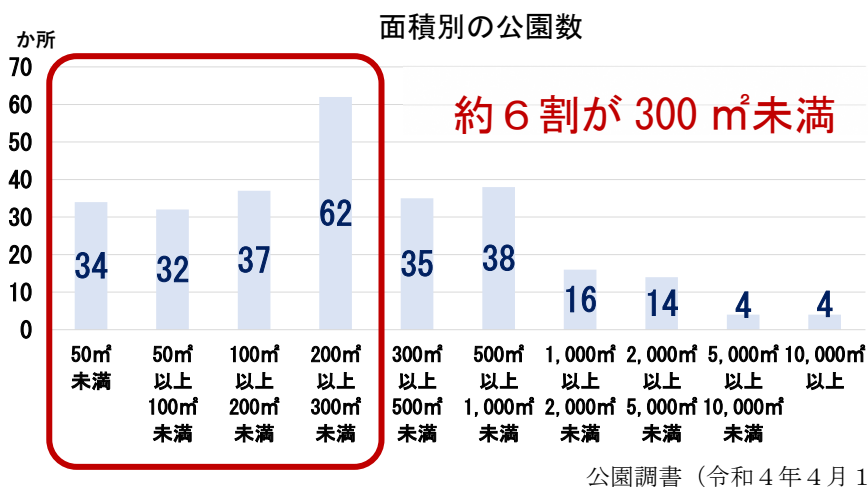
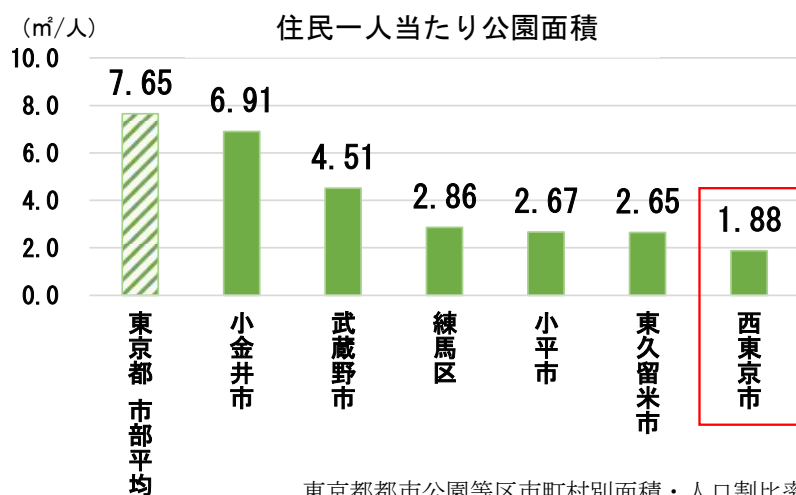
種別	面積 (㎡)	市域全体の量 に占める割合	対・市域面積の割合 ＝将来減少する緑被率・みどり率
樹林・樹木	63,303	3.1%	
草地	15,472	2.9%	
農地	44,839	3.3%	
緑被率対象地	123,613	3.1%	0.8%
公園区域内の裸地・人工被覆面等	2,759	1.8%	
水面	1,544	8.6%	
みどり率対象地	127,916	3.1%	0.8%

※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

(2) みどりの種別の概況

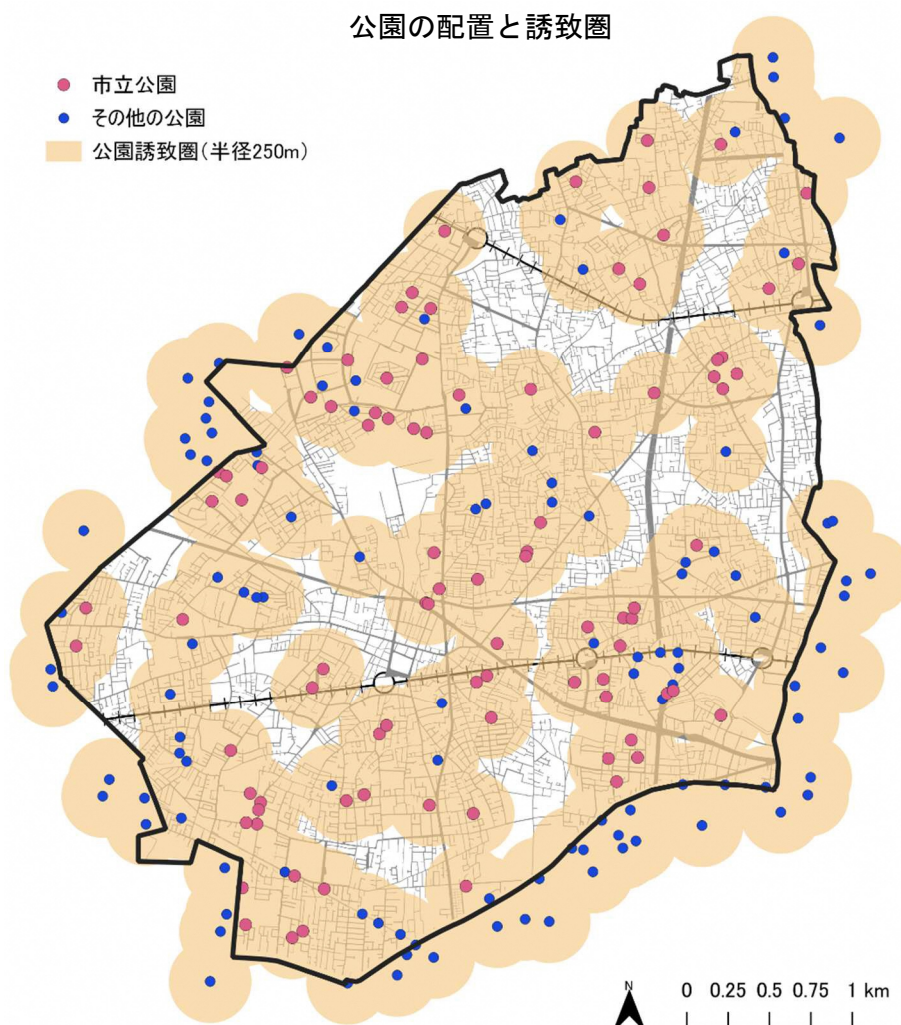
■ 公園

市立公園は276か所、総面積は約25.7万㎡あり、住民一人当たりの面積は1.88㎡/人となっています。件数ベースでは、約6割が300㎡未満の小さな公園となっています。市立公園の供用開始・設置年の構成割合として、約3割が30年以上前となっており、施設等の老朽化が懸念されます。



※各項目について四捨五入しているため合計値は必ずしも一致しない

公園は市全域に配置されていますが、各公園について半径 250m の誘致圏を設定すると、一部の地域についてはいずれの公園の誘致圏にも掛からない公園空白地区となっています。



公園空白地区の基準…

【配置済扱いとする公園について】

- ◆公園面積 500 m²以上で、次の条件のもの
 - ・市立公園のうち、土地所有者が、市、東京都、国である公園
 - ・都市再生機構や東京都住宅供給公社が設置する公園

【配置済扱いとする公園に準ずる施設について】

- ◆市立公園ではないが、土地所有者が、国、東京都、区市である 500 m²以上で、次の施設
 - ・特別緑地保全地区
 - ・栄町二丁目樹林地
 - ・近隣区市の公立公園
 - ・都立公園及び緑地保全地域

【公園の誘致圏】

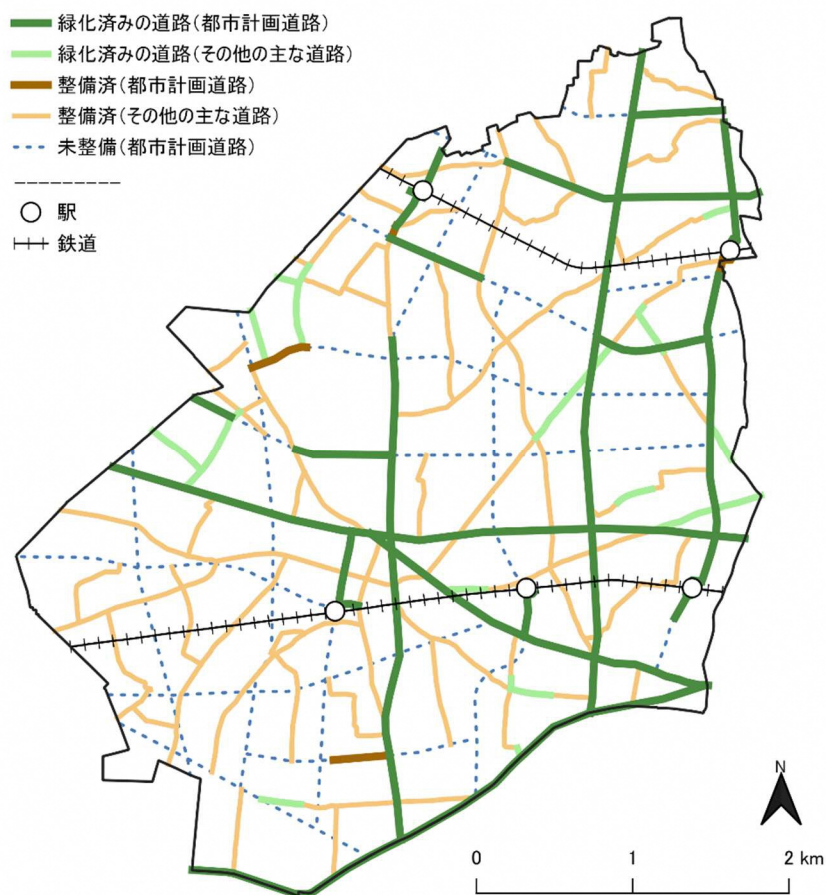
- ◆半径 250m（街区公園の誘致距離と同様）
 - ・誘致距離の起点は公園の中心
 - ・ただし、近隣公園、地区公園、都立公園については当該公園の出入口

西東京市公園配置計画

■ 街路樹・植栽

道路空間において街路樹や植栽等が整備・管理され、ネットワークとして機能しています。都市計画道路だけでなく、一部の主要な生活道路においてもネットワークがあります。

道路の緑化状況



■ 校庭の芝生化

一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生化整備が行われています。

年 度	学校名	施工面積
平成 20 年度	東伏見小	278 m ²
平成 21 年度	保谷第一小	528 m ²
平成 22 年度	碧山小	3,383 m ²
平成 23 年度	谷戸小	2,951 m ²
平成 24 年度	保谷小	3,171 m ²
	柳沢小	3,070 m ²
平成 25 年度	芝久保小	2,804 m ²
計		16,185 m ²

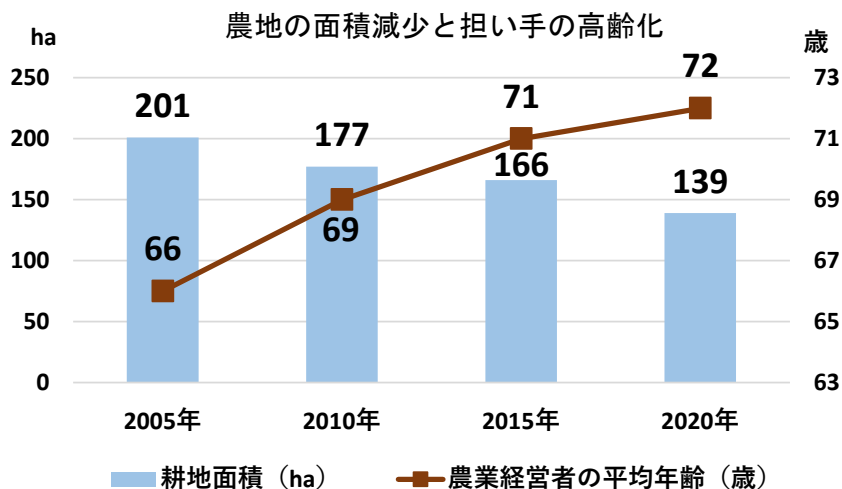


碧山小学校 Web (ホームページ)

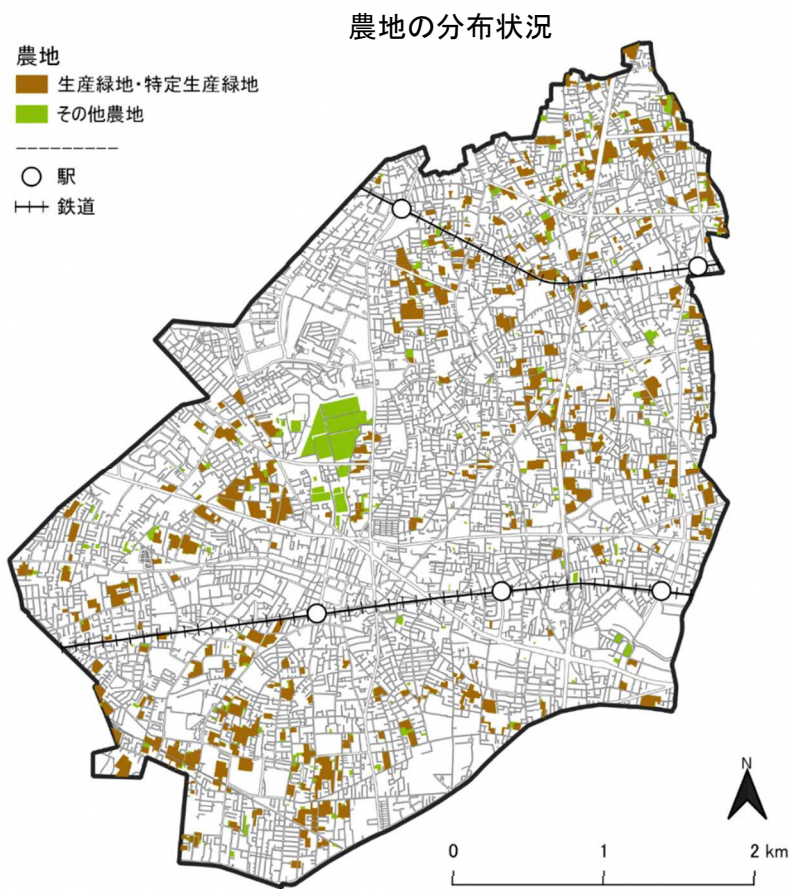
■ 農地

本市は住宅などに隣接した農地（都市農地）が多く、キャベツやホウレンソウ、小松菜などが多く生産されています。しかし耕地※面積は減少傾向にあり、農業の担い手も高齢化しています。

※農地のうち草地（牧草地、放牧地）などを除いた土地



耕地及び作付面積統計
農林業センサス



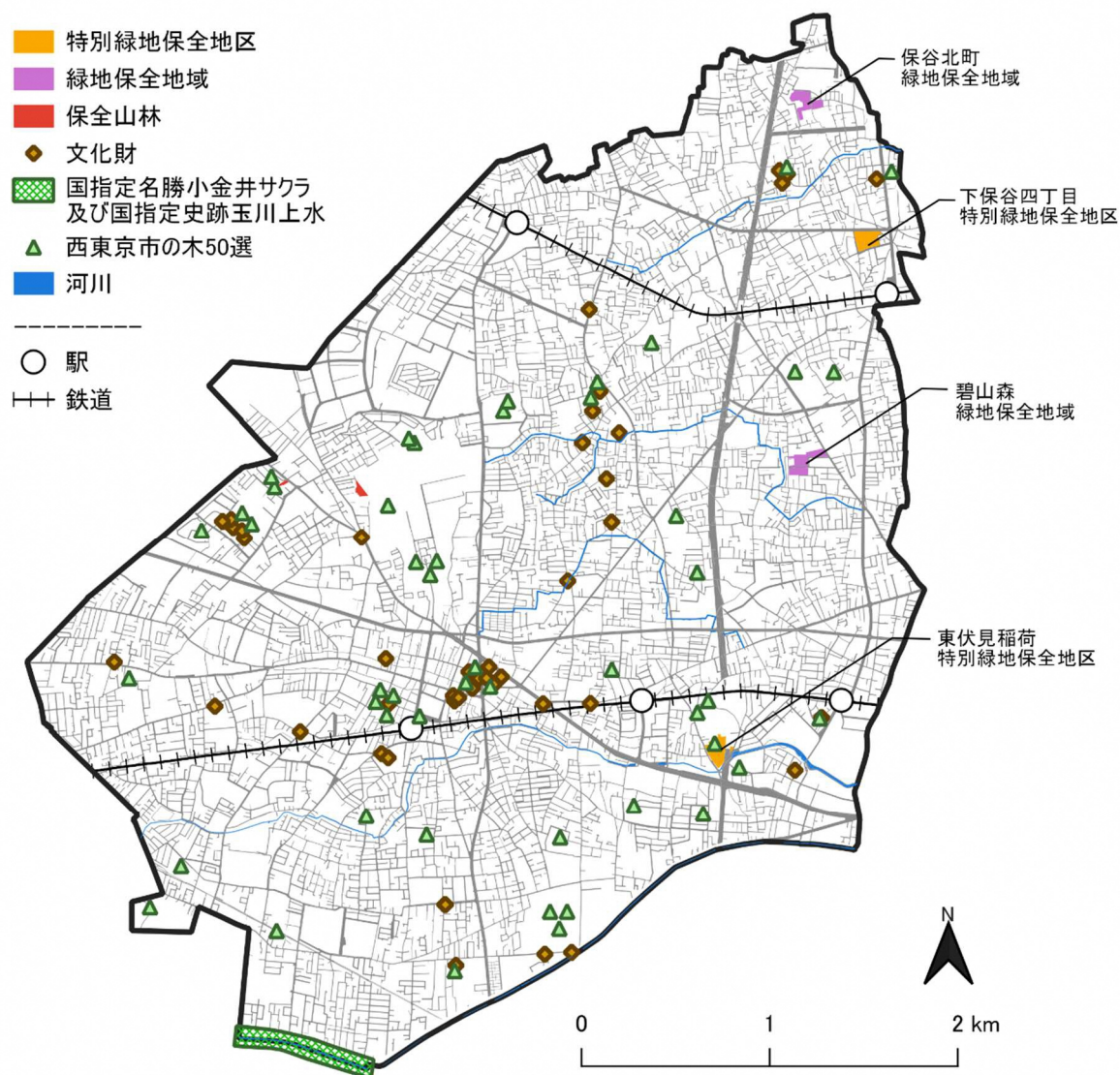
西東京市都市計画課
農林水産省 筆ポリゴン（令和4年9月取得データ）
基盤地図情報

■ その他重要なみどり

市内にはいくつかの緑地がありますが、条例により区域を指定し、土地開発の制限などを掛けることにより保全されているところもあります。東京都が指定する緑地保全地域は、市内では2か所（碧山森緑地保全地域・保谷北町緑地保全地域）あります。市が指定する特別緑地保全地区は、市内では2か所（東伏見稲荷特別緑地保全地区／下保谷四丁目特別緑地保全地区）あります。

重要な樹木・樹林として、保全山林は、市の条例に基づき、無料で市民に公開され、自然空間や防災避難空間等として、活用されています。保存樹木や保存樹林のほか、地域の有志が企画・選定した西東京の木50選などもあり、地域を象徴するみどりとなっています。

さらに、寺社などの歴史文化資源の多くはみどりと一体となった空間を備えており、重要なみどりの一つです。市内には、国指定史跡が2か所、国指定名勝1か所、都指定文化財1か所、市指定文化財が50か所あります（令和4年現在）。



3－2 協働のみどりのまちづくり

(1) まちのみどりに対する市民意識

作成中

（２）市民の取組

■公園等の管理

市内各地の公園でボランティアが活動しています（令和３年度末時点公園で管理協力会員 926 名）。市民協働で管理する花壇やコミュニティガーデン、個人の庭を公開するオープンガーデンなどがあります（令和４年３月時点）。

花と緑の愛護に顕著な功績のあった民間の団体に対し、その功績をたたえ、国民的運動としての緑化推進活動の模範として表彰する「みどりの愛護」功労者 国土交通大臣表彰に、市内の団体として、西原自然公園を育成する会（平成 26 年）、西東京自然を見つめる会（平成 27 年）、特定非営利活動法人西東京花の会（平成 28 年）、高橋家屋敷林保存会（令和 2 年）などが選定されています。

■緑化と保全

市の条例により、基準を満たした樹木や生垣に対し、保存生垣・保存樹木・保存樹林として指定し、市が補助金を交付し、みどりの保全に協力をいただいています。また、市では、エコプラザで琉球あさがおやゴーヤなど様々な緑のカーテンを毎年、育成しているほか、市民モニター制度により、ゴーヤの苗 1 組（4 苗）を配布し、活動の展開を図っています。



西東京市 Web（ホームページ）

■活用

市では小規模公園の活用を促進するために、平成 29 年に活用の仕方を考えるワークショップを開催しました。本格実施に向けて、市民ワークショップのメンバーから希望者を募り、アイデアの実現に向けて試験的に取り組みもスタートしています。

また、市民がやってみたい企画（アイデア）を市民自身が実現することを支援するため、企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図っています。

S

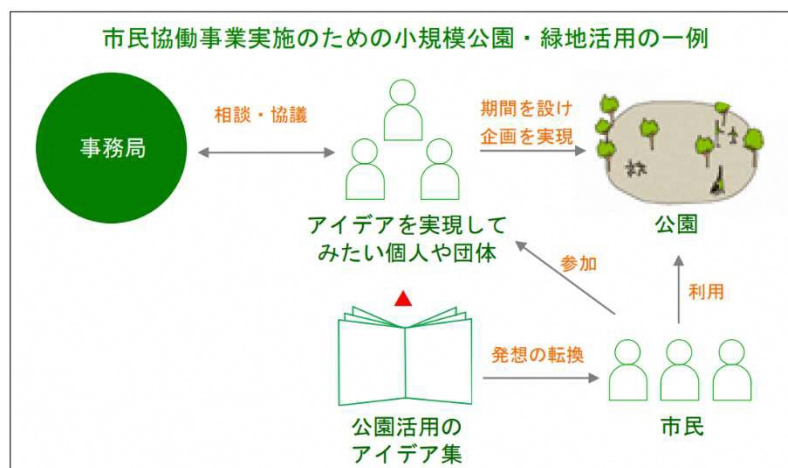


図 4.1 市民協働事業実施のための小規模公園・緑地活用の一例

西東京市公園配置計画（平成 29 年度）

■ 指定管理者制度の活用

また、その仕組みの中で、本市が先進的に行っている取組として、一つの公園についてのみ指定管理者制度を活用するのではなく、複数公園について包括的に指定管理者制度を導入していることが挙げられます。こうすることで、市民活動等においてさまざまな意見やアイデア等が集まりやすく、地域とのつながりや人脈作りが進むほか、管理の効率性や事業採算性などの向上も期待でき、エリアマネジメント活動が展開することで、地域の活性化に貢献しやすくしています。

本市のほぼ中央に位置する東大生態調和農学機構（正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構、通称：東大農場）は東京大学の教育・研究施設であり、耕地・林地・温室・見本園などが配置されています。30ha 以上の敷地を有しており、本市の緑被としても大きな割合を占めています。ハス見本園や農場博物館など、一般への開放エリアもあり、市民に親しみのあるみどりとなっています。

オンラインシンポジウム 市民と考える東大農場・演習林の活かし方

みんなで考えよう！
広大な農と樹木の研究拠点

東大生態園と農学農場・市民・行政との協働事業の10年を振り返り、未来を語ります

東大生態園と農学農場、東大大学 大学教養学部生命科学研究科附属東大生態園と農学農場の協働

参加費無料
先着**80**名様
9/1受付開始
(事前予約制)

[日 時] >>> 10月30日(土) 13:30~16:20

[会 場] >>> オンライン開催 (Zoomを使用)

第1部 社会連携協議会の10年を振り返る

- 東大生態園と農学農場とは
- 社会連携協議会とは
- 社会連携協議会10年の活動
- 「東大農場」があるまぎれ東京
- 多摩六都科学館の社会連携協議会への関わり

第2部 パネルディスカッション

これからの10年で考えることは？

パネリスト:

NPO法人「フコウボウ」東京代表理事	佐藤嗣実
東大生態園と農学農場 助教	深野裕也
西東京市企画部 参与兼企画政策課長	藤田和也
多摩六都科学館 総務マネージャー	廣澤公太郎
社会連携協議会	青尾竜太郎

お申し込み

このコードか、または、<https://t.me/100thecolab2020>よりお申し込みください。

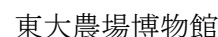
- オンライン参加：10月25日、26日、27日の3日間、夜間は申し込み締め切りです。(先着順)
- 参加申込後に開演直前にオンラインシステム上のURLをメールでお知らせします。
- オンラインで参加できない方は、多摩六都科学館にてモニターで観覧することができます。
- 参加料は、20名迄無料で、1名が1名です。「イベント名、開催日、氏名、性別、電話番号」を記入して、多摩六都科学館受付 東大社会連携協議会 宛 (〒188-0014東京都文京区保元 1-2-64) に郵送してください。 ※記入用紙は1200円、正金が必要なし

お問い合わせ

MAIL tenkei10th@nrv@gmail.com TEL 042-463-6100 (多摩六都科学館内来沢イベント担当)

主催：東大生態園と農学農場 社会連携協議会

後 援：東大大学教養学部生命科学研究科附属東大生態園と農学農場、西東京市 協 力：多摩六都科学館



26

3-3 現状と課題のまとめ

(1) 現状と社会潮流のまとめ

まちの概況

- ✓ 本市は、都心へのベッドタウンとして、人口と世帯数の増加が続いており、特に住宅の中でも戸建て住宅の増加が顕著となっています。本市は、概ね平坦な土地ですが、石神井川をはじめとした河川周辺での水害リスクが存在しています。

市のみどりの現況

- ✓ 緑被率は 25.3%、みどり率は 26.4%で、緑被は東大農場や都立公園、武蔵野大学周辺などで多くなっています。約 20 年前より減少しており、特に農地の減少が著しいです。
- ✓ 住民一人当たりの公園面積は少なく、小さな公園が多くなっているほか、一部公園の老朽化が懸念されます。市内各地の公園でボランティアが活動しています。
- ✓ 本市は住宅などに隣接した都市農地が多く、キャベツやホウレンソウ、小松菜などが多く生産されています。しかし、農地は減少傾向にあり、担い手も高齢化しています。

市民意識

- ✓ 市民の多くは、「本市はみどりが多い」と感じています。子どもたちも市のみどりに対する意識は強いことがうかがえます。
- ✓ さまざまなみどりの施策がある中で、防災やまちの魅力向上につながる施策が特に期待されています。公園の活用については、多様なニーズがあります。

これまでのみどりの取組

- ✓ これまでに市では公園配置計画と連動しながら公園整備や開発公園の誘導、特別緑地保全地区や生産緑地・特定生産緑地といった都市計画制度の活用によるみどりの保全等に取り組んできています。
- ✓ 民有地における樹木の保全・生垣の設置等に協力的な市民がいるほか、地域の有志が企画・選定した西東京の木 50 選などの取組も存在します。本市では小規模公園の活用アイデアワーキングなども開かれ、引き続き地域連携が期待されています
- ✓ 民間連携として複数公園を対象とした包括指定管理を導入。公園の管理活用における民間活力が活かされているほか、東大農場は市民に親しみのある広いみどりです。

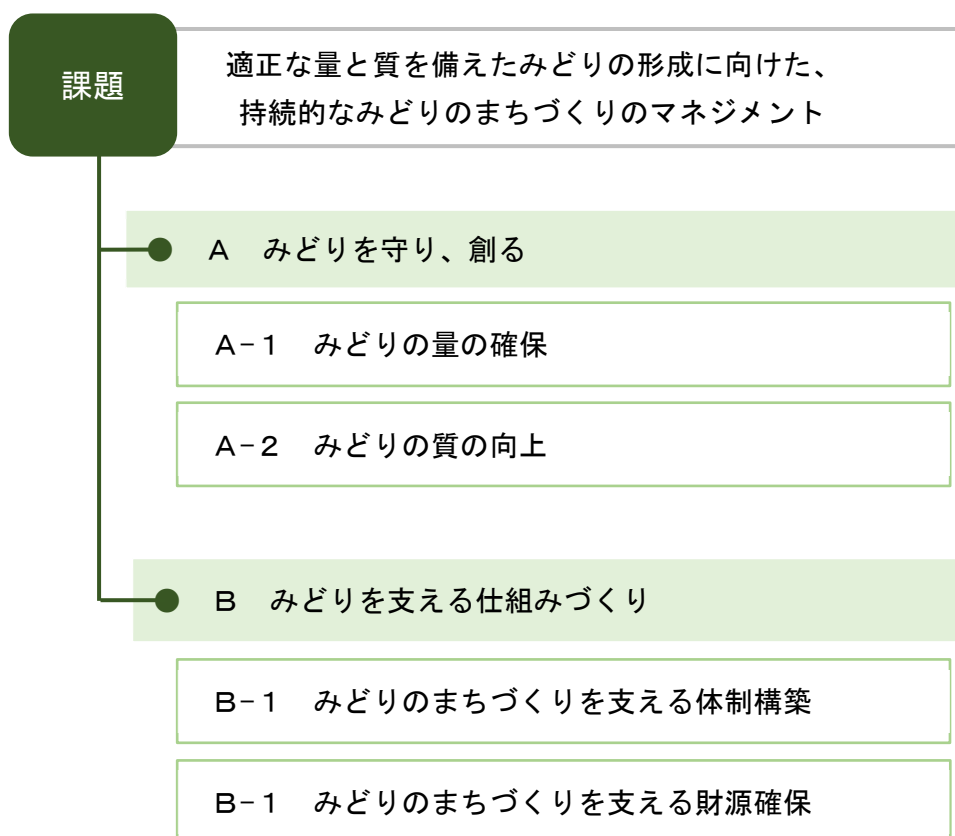
社会情勢

- ✓ SDGs への貢献など、多分野との連携による都市と自然が調和した持続的なまちづくりに向けた動きが加速化しています。
- ✓ 平成 29 年の都市公園法改正により、みどりにおけるプレイヤーが行政から民間へ移行しつつあります。
- ✓ 都市農業振興基本法が成立し、農地の環境や防災への貢献力（多面的な機能）の発揮が期待されています。

（２）課題

みどりのまちづくりにおける最大の課題として「適正な量と質を備えたみどりを、持続的にマネジメントしていくこと」が挙げられます。みどりの環境形成にあたっては、量と質の双方の充実が目指されるのですが、その実現にあたっては行政・市民・地域・企業等の協働の体制と必要な財源の確保が不可欠となります。具体的には以下のように課題を分解して整理しました。

みどりのまちづくりにおける課題の構造



課題A みどりを守り、創る

みどりの量が減少する一方で、限られた財源のなかでみどりの質を維持・向上させていくことが求められています。量・質双方を良好に保つために、効率的かつ有機的に施策を展開していく必要があります。公有地のみどり、民有地のみどり、それぞれで施策方針を整理するとともに、みどりの種類・性質や状況に応じて、保全したり、新たに創出したり、既存のものを整えていくといった対応を行う必要があります。質の向上に向けては、多様なニーズに応えるための設備の工夫、活用機会の創出や特徴あるみどりの継承と活用など、みどりを活かしていくための環境づくりを図っていくことが課題です。

A-1 みどりの量の確保

● 公有地のみどりの確保

公園や街路樹等、公有地のみどりを引き続き、整備・維持・管理し、担保性のあるみどりを少しでも増やしていく必要があります。

● 民有地のみどりを減らさない&増やすための支援

個人や企業等が所有する農地や樹林などのみどりの保全に向けて、その公益性を認めたくえて、支援をする必要があります。都市計画や開発等に際してもなるべくみどりを減らさないための工夫に努める必要があります。

● 有機的なみどりのネットワーク構築

限られた量のみどりが、その機能を効果的に発揮できるように、整備を進める必要があります。とくに防災や環境面で貢献性の高いみどりは配置の重要性を意識しながら、ネットワークづくりを図る必要があります。

● 公園的機能を有する空間の活用

公園以外の公園的機能を有する空間を効果的に活かすために、環境を整えていく必要があります。

A-2 みどりの質の向上

● みどりの多面的機能の発揮

景観・環境・防災・レクリエーションといった多面的なみどりの機能を活かすために、整備や活用を図る必要があります。

● 活用しやすいみどりの創出・誘導

社会の多様化とさまざまなニーズに応えるために、活用しやすいみどりの環境を整えていく必要があります。

● 生物多様性の確保・保全

都市において生き物のすみかを保全することは、水や大気の浄化、微気候等の環境改善や、生き物とふれあう機会の提供、地域への愛着の育成、地域の文化形成等に寄与することにつながるため、生物多様性を確保していくことが必要です。

● 風土や歴史など地域の成り立ちを踏まえた特徴あるみどりの継承と活用

本市の特徴のあるみどりは、風土や歴史などの固有性のうえに成り立ってきたものであり、こうしたみどりを守り、残しながら、活用を図ることで、西東京モデルのみどりのまちづくりを進めることが必要です。

● 社会・地域課題の解決やまちの魅力アップにつなげるみどりの活用

社会や地域における課題解決のための取組や、まちの魅力を高める活動の実践の場としてみどりを提供し、価値のあるみどりの空間を導いていくことが必要です。

課題B みどりを支える仕組みづくり

みどりのまちづくりは、物質的にみどりを守ったり創出したりするだけでなく、それを支える人の輪や財政の仕組みを合わせて構築していく必要があります。そのためには、みどりの公益的な価値について、適切に評価や発信をし、仲間を増やしていくことや、行政・地域・団体、企業等の多様な主体が共助し合いながら、みどりのまちづくりを進めていくことが求められます。みどりのまちづくりに参加しやすい・支援されやすい環境を構築しながら、みどりを支える仕組みをつくっていくことが課題です。

B-1 みどりのまちづくりを支える体制構築

- **みどりの価値の評価分析と発信、啓発**

みどりの持つ公益的な価値について適切に評価し、広く伝える必要があります。

- **行政・市民・地域・企業の連携の拡充**

行政・市民・地域・企業が、それぞれの得意なことを担いながら、協働で効果的なみどりのまちづくりを推進していく必要があります。

- **既存の担い手の支援、新たな担い手の発掘**

市民活動を支え、高齢化・衰退化を防ぐために新たな担い手を確保していく必要があります。

- **市民が自分事として関心を持つためのきっかけ作り**

市民のみどりのまちづくりへの関わりを誘発するために、取り組みやすい活動の機会や、みどりを好きになるきっかけを提供する必要があります。

- **みどりを活用しやすい仕組みの構築**

みどりのまちづくりに参画するうえで、敷居を下げ、すそ野を広げていく環境を整えていく必要があります。

- **管理不足が今後懸念されるみどりへのアプローチ**

個人所有の民有地のみどり等、高齢化に伴い、管理不足が懸念されるみどりについて、守り、支える体制を整えていく必要があります。

B-2 みどりのまちづくりを支える財源確保

- 民間活力の活用

民間企業・団体のノウハウを活かしながら、より良い行政サービスの提供に努めるとともに、効率的な運営を図ることが必要です。

- 多様な資金調達の方策の可能性の検討

クラウドファンディングやネーミングライツ等、多様な手段を検討しながら、みどりのまちづくりの財源確保に努めることが必要です。

- デジタル技術によるコスト低減

デジタル技術を活用しながら効率的にみどりの維持管理を行うことが必要です。

ほか、みどりのまちづくりにおける課題として局所的な事項もあります。主だった課題について、具体的な場所と内容を以下の地図に示しました。

課題マップ（地図とリンクする局所的な課題図）

